

平成28年度伊方町社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

最近の社会福祉情勢は、急速な少子高齢化の進展や非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、貧困、孤立等の社会問題の顕在化を背景として、社会保障制度の見直しが行われています。

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにと地域包括ケアシステムの構築、市町村が取り組む総合事業への転換を中心とした介護保険制度の見直し、生活困窮者自立支援制度の実施、社会福祉法人制度改革など福祉関係諸制度・政策は大きく変わっています。

このような社会状況の中、伊方町社会福祉協議会では、新たな制度・政策の見直しに適切に対応できるよう県社協等各関係機関との連携を図りながら、「生きがいをもって安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して、福祉活動を推進していきます。

II 重点項目

- | |
|--------------------|
| 1 社会福祉協議会の基盤強化 |
| 2 地域福祉活動・在宅福祉事業の推進 |
| 3 ボランティア、福祉教育活動の推進 |

III 事業実施項目

[1] 社会福祉協議会の基盤強化

1. 法人運営の基盤強化を進め、経営体制の強化を図る。
 - ① 理事会、評議員会、監事会の開催
 - ② 社会福祉法人制度改革に伴う情報収集
 - ③ 各種法令に基づく諸規定の整備
 - ④ 職員の適正配置及び将来計画の検討
2. 社会福祉協議会全戸会員制度の推進並びに会費の増強を図る。
 - ① 全戸会員制度の推進と法人会員の増強に努める
 - ② 住民会費による地域福祉活動の強化
3. 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への住民参加を促進するため広報活動の強化を図る。
 - ① 第11回伊方町社会福祉大会の開催
 - ② 社協だより「ぬくもり」の発行（年6回）
 - ③ 県社協との連携他、各種広報等を使った啓発活動の実施

4. 役員・職員の資質向上のため、研修に取り組む。
 - ① 愛媛県社会福祉大会への参加
 - ② 職員参加による所内研修会の開催
 - ③ 職種別職員研修会等への参加
 - ④ 関係機関が開催する研修会への派遣

5. 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
 - ① 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ② 福祉関係各団体行事への協力
 - ③ 近隣社協との情報交換による連携強化

6. 本所及び支所・事業所との連携強化及び円滑な事業実施体制の構築に努める。
 - ① 本所及び支所・事業所所長会の開催
 - ② 本所及び支所・事業所の業務の適正化を図る

7. 伊方町指定管理者制度による受託施設の管理運営に努める。
 - ① 伊方町デイサービスセンターの管理・運営
 - ・伊方老人デイサービスセンター
 - ・町見老人デイサービスセンター
 - ・瀬戸デイサービスセンター
 - ・三崎デイサービスセンター

[2] 地域福祉活動・在宅福祉事業の推進

1. 住民がより身近な地域で福祉サービスを楽しむことができる地域づくりを目標に情報提供の推進と連携強化に努める。
 - ① ふれあいサロンの推進・・・13カ所
 - ② いきいき子育てサロンの推進・・・2カ所

2. 介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した運営ができるよう介護保険サービスの提供に努める。
 - ① 居宅介護支援事業所の経営
 - ② 総合相談窓口等及び居宅介護予防支援事業の受託
 - ③ 訪問介護・介護予防訪問介護事業所の経営
 - ④ 通所介護・介護予防通所介護事業所の管理・運営
 - ⑤ 職員の資質向上を図るため、資格の取得奨励
 - ・介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士
 - ⑥ 職種別研修会への参加

3. 介護予防事業の充実を図り、明るい長寿社会づくりを推進する。
 - ① 高齢者生活管理指導員派遣事業の受託
 - ② 生きがいデイサービス事業の受託
 - ③ 配食サービス事業の受託
 - ④ 制度改正による介護予防・総合事業の実施
 - ⑤ 在宅要介護老人等紙おむつ等支給事業の実施
 - ⑥ 給食サービス事業の実施

4. 障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図る。また、4月から障害者差別解消法が施行され、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などが定められます。障害者に対し不当な差別的取り扱いをしないことなど、ガイドラインに基づき職員の研修・資質の向上に努め良質で安定した障害者サービスの提供を図る。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施
- ② 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）の実施
- ③ 職員の資質の向上を図るため、関連資格の取得奨励
・介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士
- ④ 障害者虐待防止法・障害者差別解消法研修等、各研修会への積極的参加

5. 福祉サービス利用援助事業の担い手である生活支援員の確保並びに資質向上を図り、利用者の自立支援が適切に行われるよう努める。

[3] 福祉相談援助活動、生活困窮者自立支援事業の推進

1. 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもとに問題解決に努める。

- ① 心配ごと相談所の開設
伊方地域（毎月第1水曜日）
町見地域（2ヶ月毎に第3水曜日）
瀬戸地域（相談員の自宅にて随時）
三崎地域（毎月第2金曜日）
- ② 心配ごと法律相談所の開設（予約制）
- ③ 相談所の利用促進を図るため広報活動の実施

2. 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める。

3. 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の充実強化に努める。新たに家計相談支援事業（任意事業）を実施し様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

- ① 自立相談支援事業及び新たに家計相談支援事業を実施
- ② 暮らしの相談支援室の啓発及び事業の周知
- ③ 支援員養成研修への参加
- ④ 支援調整会議の開催
- ⑤ その他関係機関とのネットワークの構築

[4] ボランティア活動及び、福祉教育活動の推進

1. 町内の全学校の児童生徒に福祉意識を高めるため、施設研修の受入や職場体験への協力推進を図る。

- ① 福祉施設等機能を活用し、児童生徒の福祉体験を促進する
- ② ボランティア保険の加入促進

2. ボランティア連絡協議会の充実強化を図り、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大とその強化に努める。

- ① ボランティア連絡協議会の運営協力
- ② ボランティア講座の開催

3. 災害ボランティア活動についての情報収集を進め、災害時に対応できる体制の整備を図る。

- ① 災害ボランティア研修会への参加
- ② 災害用備品類の適正管理
- ③ 関係機関との連携体制の構築

[5] 共同募金運動等の推進

1. 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。

- ① 共同募金への協力
- ② 共同募金配分金事業の適性実施
- ③ 歳末たすけあい募金への協力
- ④ 日赤募金への協力
- ⑤ ボランティア連絡協議会への支援
- ⑥ 各種団体等への助成

[6] まごころ銀行事業の推進

1. まごころ銀行の運営強化を図る。

- ① 啓発活動を強化し、預託金の確保に努める
- ② まごころ銀行の適正運営に努める

2. まごころ銀行預託金による地域福祉事業の推進を図る。

- ① 緊急通報電話機購入の助成
- ② 青少年育成等の助成
- ③ 伊方町社会福祉大会の助成

[7] 団体等の支援

1. 各種団体への支援を図り、地域活動の推進及び生きがいがいづくりに務める。

- ① 伊方町老人クラブ連合会
- ② 西宇和郡障害者協会
- ③ 伊方町赤十字奉仕団
- ④ 伊方町遺族会
- ⑤ シルバー人材センター伊方
- ⑥ 伊方手をつなぐ親の会
- ⑦ 西宇和郡母子寡婦福祉連合会
- ⑧ 日本赤十字社伊方町分区
- ⑨ 伊方町地域連絡協議会

[8] その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。